<授業>

(1)授業時間

本学の授業時間は、90分授業の5時限制です。ただし、補講授業を6時限目に行うことがあります。また、時限を「コマ」ともいいます。

区分	1 時限	2 時限	昼休み	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
	8:50	10:30		13:10	14:50	16:30	18:10
月曜日	\downarrow	\downarrow	12:00	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow
	10:20	12:00	\downarrow	14:40	16:20	18:00	19:40
金曜日	90分	90分	13:10	90分	90分	90分	90分

土曜日は休業日ですから原則として授業を行いません。なお、上記授業時間とは別に一定の期間に集中して授業を行う集中講義があります。集中講義は多くが特別授業期間(9月,2月)に開講されます。

(2) 学期制

本学は、多様な授業で学生の選択肢を広げるため、学期完結の2学期制をとっています。第1学期の授業は4月~8月、第2学期の授業は10月~2月に行いますので、学期ごとに履修計画を立てることができます。

(3)授業形態と単位制度

授業形態については次のとおりです。

- 1)講義・・・担当教員が講ずることを中心とした授業形態
- 2) 演習・・・学生の主体的な学習を中心として進行する授業形態
- 3) 実習・・・学生の実地または実物について学習,あるいは,実技や技能の修得を中心として進行する授業形態
- 4) 実験・・・実験で行われる授業形態
- 5) 実技・・・実技で行われる授業形態

大学の単位制度は、①教員が教室等で授業を行う時間及び②学生が事前・事後に教室外で準備学習・ 復習を行う時間を合わせて45時間の学修を1単位として構成されています。

各授業科目の単位は、この1単位45時間の学修を標準として、授業時間数を、講義・演習については15時間から30時間の範囲で、実習・実験・実技については30時間から45時間の範囲で大学が定めることとしています。

これに基づいて、本学では、1単位あたり、講義・演習は15時間以上(一部の演習については30時間)、 実習・実験・実技は30時間以上の授業を行い、45時間に満たない時間は学生が自主的に学修(予習、復習)する時間としています。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、1単位に要する時間が別に定められています。また、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業については、上記のような授業時間の定めによらず実施されます。

以下は、単位の計算方法についての標準的な例です。

授業形態	単位数	授業時間数	学生が自主的に学修 する時間数の基準	合計
# 关 冷泅	1 単位	15時間	30時間	45時間
講義・演習	2 単位	30時間	60時間	90時間
実習・実験・実技	1 単位	30時間	15時間	45時間
天白·天帜·天仅	2 単位	60時間	30時間	90時間

本学では、単位数を設定する上で、1時限90分の授業時間を2時間相当の学修時間と見なし、第1学期、第2学期とも試験期間を除いて各15週実施しています。例えば2単位の講義は、1時限90分の授業15週(30時間)の他に、60時間の自主的な学修が必要です。

<成績>

(1) 成績評価

授業科目の成績は、原則として、学期毎の試験・レポート等により、100点満点で評価され、60点以上が合格となり単位が与えられます。成績評価基準は以下の表のとおりです。成績評価の方法は、授業科目によって異なりますので、シラバスの「成績評価の方法」で確認してください。授業科目によっては、合格及び不合格で評価を行うものもあります。

なお、履修登録科目全てが成績評価の対象となります。次に該当する場合であっても、所定の期間内 に履修登録の取消手続きが行われていなければ成績評価は行われます。

- ① 受験資格(授業時間数の2/3以上の出席)がない場合
- ② 授業を途中で放棄した場合
- ③ 履修登録のみで授業に1回も出席していない場合

成績評価基準

合否	評語	評点	基準
合格	秀	90 点~100 点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・ 把握し、標準的に達成している水準をはるかに上回 る成績
	優	80 点~89 点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・ 把握し,標準的に達成している水準を上回る成績
	良	70 点~79 点	到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・ 把握し、所定の課題について活用していると判定で き、標準的に達成している水準程度の成績
	可	60 点~69 点	標準的に達成している水準を下回るが到達目標に示した知識・技能・考え方などを理解・把握していると判定できる成績
不合格	不可	59 点以下	到達目標に示した知識・技能・考え方などが理解・ 把握できておらず、単位修得にふさわしくないと判 定できる成績

(2) 不正行為

授業に関する不正行為を行った者は、原則として懲戒処分の対象となり、その授業科目だけでなく、 その学期に履修するすべての科目の単位を認めないものとし、成績評価を 0 点として処理します。下記 「授業の履修及び試験に関する学生心得」を遵守してください。

- 1. 学生は、履修登録を行った授業科目について受講することができる。
- 2. 受講に際しては、授業担当教員の指示に従い、授業出席の確認を受けること。
- 3. 各授業科目における成績評価は、試験、レポート等授業科目ごとに異なる。必ず、シラバスを確認すること。
- 4. 学生は、履修登録している授業科目のみ成績評価を受けることができる。評価方法が試験の場合は、 授業担当教員の指示に従い、次の事項を遵守すること。
 - 1) 必ず学生証を携行し、試験中は机上に置くこと。試験当日に、学生証を所持していない場合は、教務担当事務部署で臨時学生証の発行を受け、机上に置くこと。
 - 2) 学生証・筆記用具・時計等の許可された物品以外の所持品は、全てかばん等の中に入れる。
 - 3) 机の中にはいっさいものを入れないこと。許可された物品以外のものが机上又は机の中にあったときや身に着けていた場合は、不正行為とみなされるので注意すること。
 - 4) 真摯な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。
 - 5) その他, 受験に際しては, 試験監督者の指示に従うこと。
- 5. 不正受験(定期試験およびその他成績評価に影響を及ぼす試験を含む。)を行った学生の当該学期に履修する全授業科目の成績は,原則として無効とし,0点として処理する。通年科目,集中講義科目,卒業論文や学内外の実習(教育実習等)等も含めた全授業科目が無効の対象となる。
- 6. 不正受験を行った学生は、原則として懲戒処分の対象とする。
- 7. 授業出席の確認にかかわる不正行為を行った学生は、原則として上記5及び6と同様に取り扱う。
- 8. レポート等の作成にかかわる以下のような不正行為を行った学生は、原則として上記5及び6と同様に取り扱う。
 - 1)他の学生のレポート等の内容を流用した。 ※流用されることを知りながら他の学生にレポートの内容を見せた場合も不正行為となります。
 - 2) 出典を明記せずに他者の著作物の内容等(インターネット上の情報も含む)を引用した。 ※この行為は剽窃といいます。他者の文章等を引用する場合は、引用部分を明示し、出典を明記 することが必要です。また、明記した場合も、レポートが課されることの意味を理解し、多くの場合 自己の意見・考えを書くことが大切であることに留意してください。
- 9. その他, 履修に関する取扱いについては, 所属学部等の履修規則, 履修案内等を確認し, 通常より授業, 試験に対しては, 真摯な態度で臨むこと。

(3)追試験

正当な理由により試験を受けられない場合は、事前の申し出により、追試験等による評価を受けることが認められます。なお、事前に申し出ることができなかった場合は、できるだけ速やかに教務担当事務に連絡し、当該試験の終了後1週間以内に申し出てください。申請方法及び実施方法等は、学務課教育学部教務担当までお問い合わせください。また、正当な理由については、以下に掲げる事項とします。

- 1. 特例欠席の事由(1)から(10)までに掲げられているもの。
- 2.疾病,負傷。(診断書,診療明細,処方箋,薬袋等罹患したことがわかるものの提出が必要。)
- 3. 公共交通機関の乱れ,交通事故等。(公共交通機関の場合,遅延証明書等の提出が必要。また,歩行時,車両運転時等の事故の場合は,事故証明書等の提出が必要。)
- 4. 就職採用試験(参加が義務づけられている説明会を含む。)の受験。(就職採用試験の通知文書等, 日時・場所・試験内容等がわかるものの提出が必要。)

- 5. 自然災害その他非常事態。(場合によっては、新聞記事等の提出が必要。)
- 6. その他各学部等が認めたもの。

(4) 成績評価の異議申し立て

成績評価について、不服がある場合、またはシラバスや授業等により周知されている到達基準や成績評価方法から逸脱した評価であると思われる場合は、成績公表後、所定の期間内(原則として5日以内)に教務担当事務を通じて、異議申し立てを行うことができます。異議申し立て方法等は、学務課教育学部教務担当までお問い合わせください。